

平成24年3月30日  
号外第7号  
毎週火・金曜日発行

# 秋田県公報



## 目次

### 人事委員会規則

- 人事委員会規則7-0(初任給、昇格、昇給等の基準)の一部を改正する規則..... 1
- 人事委員会規則7-3(管理職手当)の一部を改正する規則..... 2
- 人事委員会規則7-8(宿日直手当)の一部を改正する規則..... 4
- 人事委員会規則7-33(給料表の適用範囲)の一部を改正する規則..... 5
- 人事委員会規則7-46(特殊勤務手当)の一部を改正する規則..... 5
- 人事委員会規則7-62(特地勤務手当等)の一部を改正する規則..... 6
- 人事委員会規則12-0(一般職の任期付研究員の採用等)の一部を改正する規則..... 9

## 人事委員会規則

人事委員会規則七一〇(初任給、昇格、昇給等の基準)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年三月三十日

秋田県人事委員会委員長 柴田 一 宏

人事委員会規則七一〇(初任給、昇格、昇給等の基準)の一部を改正する規則

規則七一〇(初任給、昇格、昇給等の基準)の一部を次のように改正する。

目次中「第四十九条」を「第四十八条」に改める。

第四十六条を削り、第四十七条を第四十六条とし、第四十八条を第四十七条とし、第四十九条を第四十八条とする。

別表第一の表六級の項中「食肉衛生検査所」を「動物管理センター」に改め、同表七級の項中「家畜保健衛生所」を「食肉衛生検査所又は家畜保健衛生所」に改める。

別表第三の「大学卒」の項第三号(イ)中「又は」の次に「薬学若しくは」を加える。

別表第六の表の備考第二項中「秋田県警察学校の初任科の卒業生」を「皇宮警察又は都道府県警察における採用時教養の修了者」に改め、同備考に次の一項を加える。

3 この表を適用して初任給決定された後、秋田県警察学校初任科を卒業した者が受ける号給は、人事委員会が別に定める。

別表第六の表の備考中「教育職給料表(二)」を「教育職給料表(-)」に改める。

別表第六の表薬剤師の項中

大	学	卒	2	級	1	号	給
---	---	---	---	---	---	---	---

を

大
大

学	6	卒	2	級	15	号	給
学	4	卒	2	級	1	号	給

に改める。

別表第七イの表中

58	58	58	58	59	59	59	59	60	60	60	60	61
----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----

を

57	58	58	58	58	58
----	----	----	----	----	----

59	59	59	59	59	60	60
----	----	----	----	----	----	----

に改める。

別表第七ロの表中

90	91	92	93	93	94	94	95	95	96	96	97	98	99	100	101	101	101	102	102	102
----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

103	103	103	104	104	104	105	105	106	106	107	107	108	108	109	109	109	110	110	110	111	111
-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

89	90
----	----

90	91	91	92	92	93	94	95	96	97	98	99	100	101	101	101	102	102	102	103	103	103	104	104	104	105
----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

105	105	106	106	106	107	107	107	108	108	108	109	109	110	110
-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

に改める。

別表第七二の表中

58	58	59	59	60	60	61	61	61	61	62	62	62	62	63	63	63	63	64	64	64
----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----

64	65	65	65	65	65	65	66	66	66	66	66	66	66	66	67	67	67	67	67	67	67	68	68	68	68
----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----

68	68	68	69
----	----	----	----

57	58	58	58	59	59	59	60	60	60	60	61	61	61	61	62	62	62	62	63	63	63
----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----

63	63	64	64	64	64	65	65	65	65	65	65	66	66	66	66	66	66	66	67	67	67	67	67	67	67
----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----

67	68	68	68	68
----	----	----	----	----

に改める。

別表第七六の表中

66	66	66	66	67	67	67	67	67	68	68	68	68	69	69	69	69	69	70	70	70	70	70	70	71
----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----

71	71	71	72
----	----	----	----

65	66	66	66	66	66	66	67	67	67	67	67	67	68	68	68	68	68	69	69	69	69	70	70	70
----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----

70	70	71	71	71
----	----	----	----	----

に改める。

別表第七七の表中

86	86	86	87	87	87	87	88	88	88	88	89	89	89	90	90	90	90	91	91	91	91	92	92	92
----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----

93	93	93	93	94	94	94	94	94	95	95	95	95	96	96	96	96	97	97	97	98	98	98	99	99
----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----

を

85	86	86	86	86	87	87	87	87	88	88	88	88	89	89	89	90	90	90	91	91	91	92	92	92	93
----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----

93	93	93	94	94	94	94	95	95	95	95	96	96	96	96	97	97	98	98
----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----

に改める。

附 則

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

人事委員会規則七二三(管理職手当)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年三月三十日

秋田県人事委員会委員長 柴田 一 宏

人事委員会規則七二三(管理職手当)の一部を改正する規則  
規則七二三(管理職手当)の一部を次のように改正する。

別表第一知事部局本庁の項中「森林技監」を「森林技監  
技術統括監」に、「食農観連携統括監」を「戦略統括監」に改め、  
「チームリーダー」、「財務考査員」及び「スポーツ振興監」を削り、「健康医療推進監」を  
「地域交通対策監  
内陸線利用推進監  
スポーツ振興監  
被災地復興支援監」  
に改め、「内陸線利用推進監」を削り、「市街地再開発推進監」を「施設管理推進監」に改め、同表知事部局地域振興局  
の項中「上席主幹」を削り、同表知事部局自治研修所の項の次に次のように加える。

総合県税事務所	所長	二種
	部長	三種
	上席主幹	四種
	課長	五種
総合県税事務所支所	支所長	五種

別表第一知事部局消防学校の項の次に次のように加える。

大阪事務所	所長	三種
名古屋事務所	所長	三種
福岡事務所	所長	三種
総合食品研究センター	所長	二種
	食品加工研究所長 醸造試験場長 室長 主席研究員	三種

別表第一知事部局福祉相談センターの項中「専門監」を削り、同表知事部局食肉衛生検査所の項中「四種」を「三  
種」に改め、同表知事部局農林水産技術センターの項を次のように改める。

農業試験場	場長	二種
	室長 主席研究員	三種
	部長 上席主幹	四種
果樹試験場	場長	二種
	室長	三種
	部長	五種
畜産試験場	場長	二種

	室長 主席研究員	三種
	部長	五種
水産振興センター	所長	二種
	室長	三種
	部長	五種
森林技術センター	所長	二種
	室長	三種
	部長	五種

別表第一知事部局大阪事務所の項から知事部局福岡事務所の項まで及び知事部局総合食品研究センターの項を削り、

同表教育委員会教育事務所の項中

所長	三種
主幹	五種

を

所長	三種
----	----

に改め、同表教育

委員会図書館の項中「二種」を「三種」に改め、同表教育委員会近代美術館の項中

副館長
主幹

四種
五種

を

副館長
-----

「四種」に改め、同表警察警察本部の項中「機動捜査隊長」を「科学捜査研究所長」に、  
「科学捜査研究所長」を「機動捜査隊長」に、

「企画官」  
「企画官」を「交通事故事件捜査統括官」に改める。  
「統括検視官」を「統括検視官」  
「広域捜査官」

附 則

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

人事委員会規則七十八（宿日直手当）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年三月三十日

秋田県人事委員会委員長 柴田 一 宏

人事委員会規則七十八（宿日直手当）の一部を改正する規則

規則七十八(宿日直手当)の一部を次のように改正する。

第三条第六号中「農林水産技術センター畜産試験場」を「畜産試験場」に改める。

附 則

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

人事委員会規則七十三三(給料表の適用範囲)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年三月三十日

秋田県人事委員会委員長 柴田 一 宏

人事委員会規則七十三三(給料表の適用範囲)の一部を改正する規則

規則七十三三(給料表の適用範囲)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第四号中「農業科学館」の下に「又は埋蔵文化財センター」を加え、同項第六号中「スポーツ振興課、障害福祉課、県民文化政策課」を「文化振興課、スポーツ振興課」に改め、「雇用労働政策課」を削る。

第三条の二第一項第三号中「農業科学館」の下に「又は埋蔵文化財センター」を加える。

第四条中第六号を第十号とし、第五号を削り、第四号を第九号とし、第三号を削り、第二号を第三号とし、同号の次に次の五号を加える。

四 農業試験場

五 果樹試験場

六 畜産試験場

七 水産振興センター

八 森林技術センター

第四条第一号の次に次の一号を加える。

一 総合食品研究センター

附 則

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

人事委員会規則七十四六(特殊勤務手当)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年三月三十日

秋田県人事委員会委員長 柴田 一 宏

人事委員会規則七十四六(特殊勤務手当)の一部を改正する規則

規則七十四六(特殊勤務手当)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「地域振興局総務企画部県税課(北秋田地域振興局、秋田地域振興局及び平鹿地域振興局にあつては、県税部)」を「総合県税事務所若しくはその支所」に改める。

第八条第一項中「消防学校」の下に「、総合食品研究センター」を加え、「農林水産技術センター」を「農業試験場、果樹試験場、畜産試験場、水産振興センター、森林技術センター」に改め、「総合食品研究センター」を削る。

第九条第一項の表及び第十四条中「建設交通部」を「建設部」に改める。

別表警察職員手当銃器犯罪捜査作業の項中

四 銃器が使用された暴力団の対立抗争事件に伴う暴力団の事務所等の周囲における張付け警戒の作業

を

四 銃器が使用に伴う暴力による張付け警戒  
五 暴力団等か  
る者に対する  
に行う保護対

された暴力団の対立抗争事件の事務所等の周囲における作業

に改める。

ら危害を受けるおそれのある者を未然に防止するための作業

附 則

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

人事委員会規則七―六二（特地勤務手当等）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年三月三十日

秋田県人事委員会委員長 柴 田 一 宏

人事委員会規則七―六二（特地勤務手当等）の一部を改正する規則

規則七―六二（特地勤務手当等）の一部を次のように改正する。

附則第二項の表以外の部分中「第三条」を「第三条第一項、第二項及び第四項」に改め、「第三項」を削り、同表中第三条第三項第五号の項を削り、第三条第四項第一号の項から第四号の項までを次のように改める。

第三条第四項 第一号	数で除して得た額及び	数（以下この項において「勤務することとなつた日等に係る算出率」という。）で除して得た額及び
	前項第四号から第六号までの規定により読み替えて適用する第二項中「並びに当該定める日	「受けていた給料月額
	を当該定める日における職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年秋田県条例第三号）第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数で除して得た額並びに同日	受けていた給料月額を勤務することとなつた日等に係る算出率で除して得た額
第三条第四項 第二号	同項（前項第一号から第三号までの規定により読み替えて適用する場合を含む。）	同項
	合計額の二分の一に相当する額と	合計額
	数を乗じて得た額及び	数（以下この項において「現在における算出率」という。）を乗じて得た額及び
	前項第四号から第六号までの規定により読み替えて適用する第二項中「並びに	「受けていた給料月額
	に職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年秋田県条例第三号）第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額並びに	受けていた給料月額に現在における算出率を乗じて得た額」と、「号給の給料月額」とあるのは「号給の給料月額に現在における算出率を乗じて得た額
第三条第四項 第三号	数で除して得た額に勤務時間条例第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額及び	数（以下この項において「勤務することとなつた日等に係る算出率」という。）で除して得た額に勤務時間条例第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数（以下この項において「現在における算出率」という。）を乗じて得た額及び
	前項第四号から第六号までの規定により読み替えて適用する第二項中「並びに当該定める日	「受けていた給料月額
	を当該定める日における職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年秋田県条例第三号。以下「勤	受けていた給料月額を勤務することとなつた日等に係る算出率で除して得た額に現在

	<p>務時間条例」という。) 第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数で除して得た額に勤務時間条例第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額並びに同日</p>	<p>における算出率を乗じて得た額」と、「号給の給料月額」とあるのは「号給の給料月額に現在における算出率を乗じて得た額</p>
<p>第三条第四項 第四号</p>	<p>数で除して得た額に勤務時間条例第二条第三項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額及び</p>	<p>数(以下この項において「勤務することとなつた日等に係る算出率」という。)で除して得た額に勤務時間条例第二条第三項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数(以下この項において「現在における算出率」という。)を乗じて得た額及び</p>
	<p>前項第四号から第六号までの規定により読み替えて適用する第二項中「並びに当該定める日</p>	<p>「受けていた給料月額</p>
	<p>を当該定める日における職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成七年秋田県条例第三号。以下「勤務時間条例」という。) 第二条第三項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数で除して得た額に勤務時間条例第二条第三項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額並びに同日</p>	<p>受けていた給料月額を勤務することとなつた日等に係る算出率で除して得た額に現在における算出率を乗じて得た額」と、「号給の給料月額」とあるのは「号給の給料月額に現在における算出率を乗じて得た額</p>

附則第二項の表中第四条第三項第三号の項を削り、第四条第四項第一号の項から第四号の項までを次のように改める。

<p>第四条第四項 第一号</p>	<p>数で除して得た額及び</p>	<p>数(以下この項において「異動の日等に係る算出率」という。)で除して得た額及び</p>
	<p>前項第二号から第四号までの規定により読み替えて適用する第二項中「並びに条例第十三条の三第一項に規定する異動又は公署の移転の日</p>	<p>「受けていた給料月額</p>
	<p>を条例第十三条の三第一項に規定する異動又は公署の移転の日における職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成七年秋田県条例第三号) 第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数で除して得た額並びに同日</p>	<p>受けていた給料月額を異動の日等に係る算出率で除して得た額</p>
<p>第四条第四項 第二号</p>	<p>第二項(前項第一号の規定により読み替えて適用する場合を含む。)</p>	<p>第二項</p>
	<p>給料及び扶養手当の月額の合計額に、「とあるのは「</p>	<p>受けていた給料及び扶養手当の月額の合計額」とあるのは「受けていた</p>
	<p>数を乗じて得た額及び扶養手当の月額の合計額に、</p>	<p>数(以下この項において「現在における算出率」という。)を乗じて得た額及び扶養</p>

		手当の月額合計額
	前項第二号から第四号までの規定により読み替えて適用する第二項中「並びに	「受けていた給料月額
	に職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年秋田県条例第三号）第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額並びに	受けていた給料月額に現在における算出率を乗じて得た額」と、「同日における当該職員の属していた職務の級における最低の号給の給料月額」とあるのは「同日における当該職員の属していた職務の級における最低の号給の給料月額に現在における算出率を乗じて得た額
第四条第四項 第三号	数で除して得た額に勤務時間条例第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額及び	数（以下この項において「異動の日等に係る算出率」という。）で除して得た額に勤務時間条例第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数（以下この項において「現在における算出率」という。）を乗じて得た額及び
	前項第二号から第四号までの規定により読み替えて適用する第二項中「並びに条例第十三条の三第一項に規定する異動又は公署の移転の日	「受けていた給料月額
	を条例第十三条の三第一項に規定する異動又は公署の移転の日における職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年秋田県条例第三号。以下「勤務時間条例」という。）第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数で除して得た額に勤務時間条例第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額並びに同日	受けていた給料月額を異動の日等に係る算出率で除して得た額に現在における算出率を乗じて得た額」と、「同日における当該職員の属していた職務の級における最低の号給の給料月額」とあるのは「同日における当該職員の属していた職務の級における最低の号給の給料月額に現在における算出率を乗じて得た額
第四条第四項 第四号	数で除して得た額に勤務時間条例第二条第三項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額及び	数（以下この項において「異動の日等に係る算出率」という。）で除して得た額に勤務時間条例第二条第三項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数（以下この項において「現在における算出率」という。）を乗じて得た額及び
	前項第二号から第四号までの規定により読み替えて適用する第二項中「並びに条例第十三条の三第一項に規定する異動又は公署の移転の日	「受けていた給料月額
	を条例第十三条の三第一項に規定する異動又は公署の移転の日における職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年秋田県条例第三号。以下「勤務時間条例」という。）第二条第三項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数で除して得た額に勤務時間条	受けていた給料月額を異動の日等に係る算出率で除して得た額に現在における算出率を乗じて得た額」と、「同日における当該職員の属していた職務の級における最低の号給の給料月額」とあるのは「同日における当該職員の属していた職務の級における

例 第二条第三項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額並びに同日

最低の号給の給料月額に現在における算出率を乗じて得た額

別表及び同表備考中「農林水産技術センター内水面試験池」を「水産振興センター内水面試験池」に改める。

**附 則**

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

人事委員会規則二二一〇（一般職の任期付研究員の採用等）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年三月三十日

秋田県人事委員会委員長 柴 田 一 宏

人事委員会規則二二一〇（一般職の任期付研究員の採用等）の一部を改正する規則

規則二二一〇（一般職の任期付研究員の採用等）の一部を次のように改正する。

第二条第一号を次のように改める。

一 秋田県総合食品研究センターの食品加工研究所長及び醸造試験場長

第二条中第三号を削り、第四号を第三号とする。

**附 則**

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

発行者	秋 田 県	秋田市山王四丁目1番1号
購読料金	一ヶ月3,675円(税込み)	
印刷所	株式会社 松原印刷社	秋田市山王七丁目5番29号 電話：018-862-8766 FAX：018-863-0005 URL <a href="http://www.matsubarainsatsu.co.jp/">http://www.matsubarainsatsu.co.jp/</a>
印刷者	松原 巧	秋田市山王七丁目5番29号